（様式１）

令和　　年　　月　　日

住所

商号または名称

代表者役職・氏名

令和６年度グリーンファイナンスサポーターズ制度への登録申請書

標記について、別添のとおり提出します。

なお、申請書の提出に当たり、別紙暴力団排除に関する誓約事項を誓約します。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先部署名：  責任者名：  担当者名：  TEL：  E-mail： |

１．申請者の概要

　貴社の概要についてご記載ください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商号又は名称 |  | | | | | | | |
| 所在地 | 〒 | | | | | | | |
| TEL |  | | | |  |  | |
| 株主構成 出資比率 | （株主名） | | (出資比率) | 役員名 | （肩書き） | | | （氏名） |
|  | |  |  | | |  |
|  | |  |  | | |  |
|  | |  |  | | |  |
|  | |  |  | | |  |
|  | |  |  | | |  |
| 資本金 | 百万円 | | | | | | | |
| 従業員数 | 人 | | | | | | | |
| 主要な業務 |  | | | | | | | |
| 業歴 |  | | | | | | | |
| 主要な関連会社 |  | | | | | | | |
|
| 申請書類作成  担当者 | 担当者名：  所属：  連絡先（電話、E-mail）： | | | | | | | |
|
|

２．登録申請する部門

　今回登録申請する部門についてご記入ください（外部レビュー部門とグリーンボンド等コンサルティング部門のいずれも登録申請する場合は両方選択してください。）。

□　グリーンボンド等ストラクチャリング部門

□　外部レビュー部門

□　グリーンボンド等コンサルティング部門

３．登録申請する調達支援対象の金融商品

　今回登録申請する調達支援対象の金融商品についてご記入ください（複数の金融商品を調達支援対象として登録申請する場合は、その全てを選択してください）。

□　グリーンボンド （グリーン性を有するサステナビリティボンドを含む）

□　サステナビリティ・リンク・ボンド

□　グリーンローン

□　サステナビリティ・リンク・ローン

４．グリーンボンド等市場やグリーンボンドガイドライン等に対する理解度

　グリーンボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン（以下、「グリーンボンド等」という）市場の現状について記載してください。また平成29年３月策定・令和４年７月改訂（左記ガイドラインが改訂となった場合は、最新版のガイドラインとする。）の「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」（以下「GB・SLBGLs」という。）、あるいは令和２年３月策定・令和４年７月改訂（左記ガイドラインが改訂となった場合は、最新版のガイドラインとする。）の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下「GL・SLLGLs」という。）のうち、自身が調達を支援する金融商品に関するガイドラインについて内容や趣旨を簡潔に記載してください。なお、複数の金融商品を扱う場合、同じ項目内でも金融商品ごとに内容を列記するなど、関連するガイドラインを全て包含した内容を記載してください。

|  |
| --- |
| ・グリーンボンド等市場の推移及び現状に対する見解等について  ・GB・SLBGLs又はGL・SLLGLs全体の概要や趣旨等について  ・GB・SLBGLs又はGL・SLLGLsの以下の項目について  【グリーンボンド、サステナビリティボンド、グリーンローンの場合】  （１）調達資金の使途  　（２）プロジェクトの評価及び選定のプロセス  　（３）調達資金の管理  　（４）レポーティング  （５）グリーンボンド又はサステナビリティボンドフレームワーク  （グリーンボンド又はサステナビリティボンドの調達を支援する場合にのみ記入してください）  　（６）外部レビュー  【サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの場合】  （１）KPIの選定  　（２）SPTs の設定と資金調達者のサステナビリティの改善度合いの測定  　（３）債券又はローンの特性  　（４）レポーティング  （５）検証 |

（※）Ａ４版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

５．グリーンボンド等支援表明について

貴社が今後グリーンボンド等の支援を行う旨について表明する書類を提出してください。本表明の内容については原則公表するものとします。なお、表明の内容及び様式は自由ですが、必要に応じて（様式１添付）の記載例をご参照ください。

６．資金調達支援メニューの概要

貴社のグリーンボンド等の資金調達支援業務の概要や取組について、その業務名や内容、目的等を簡潔に記載してください。概要の公表状況についても記載してください（公表見込みの場合もその旨を記載してください ）。

|  |
| --- |
|  |

（※）Ａ４版20枚以内程度の範囲で、別紙による説明も可能とする。

７．資金調達支援メニューの内容、実施方法（外部レビュー部門）

外部レビュー部門を選択した場合のみ、記載してください。

（１）「①調達資金の使途についてのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認」、「②プロジェクトの評価及び選定のプロセスについてのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認」、「③調達資金の管理についてのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認」、「④レポーティングについてのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認」のそれぞれの項目について、業務実施に要する日数、人数概算及び各項目についてGB・SLBGLs又はGL・SLLGLsが「べきである」／「望ましい」とする事項について、グリーンボンド等の資金調達フレームワークのGB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性の確認方法を記入してください。

【グリーンボンド（グリーン性を有するサステナビリティボンドを含む）の場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. 調達資金の使途についてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓グリーンボンドにより調達　される資金は、明確な環境改善効果をもたらす適格なグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、発行体が評価すべきである。 | １－１－①  べきである |  |
| ✓可能な場合には、調達資金の　使途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。 | １－１－①  望ましい |  |
| ✓調達資金の使途は、目論見書　などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明すべきである。 | １－１－④  べきである |  |
| ✓調達資金の使途の投資家への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を　示して行うべきである。 | １－１－⑤  べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使途の投資家への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | １－１－⑤  望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、そのネガティブな効果に対　する評価や、対応の考え方等を併せて説明すべきである。 | １－１－⑥  べきである |  |
| ✓調達資金の使途に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれている場合、調達資金の使途の投資家への説明の際に、ⅰ）リファイナンスに充当される概算額（又は割合）、ⅱ）リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）、ⅲ）リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）を含めることが望ましい。 | １－１－⑦  望ましい |  |
| * 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価し、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。 | １－１－⑦  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. プロジェクトの評価及び選定のプロセスについてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓事前に投資家に、「環境面での目標」（グリーンボンドを通じて実現しようとする環境上のメリット）を説明すべきである。 | １－２－①  べきである |  |
| ✓事前に投資家に、「規準」（「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠）を説明すべきである。 | １－２－①  べきである |  |
| ✓事前に投資家に、「プロセス」（例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として　適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等）を説明すべきである。 | １－２－①  べきである |  |
| ✓ 事前に投資家に、「プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス」（当該プロジェクトの実施にあたり、環境・社会へ重要な負の影響、環境・社会リスクを伴うかどうかについて、特定し、緩和・管理を行うこと）についての補足情報を説明すべきである。 | １－２－①べきである |  |
| * グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、事前に投資家に説明することが望ましい。 | １－２－⑥  望ましい |  |
| ✓「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | １－２－⑧  望ましい |  |
| * 環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、発行体の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ戦略/ESG等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。 | １－２－⑩  望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトの事業区分の適切性ほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を基準に設定する場合には、関連する情報や、参照した環境基準・認証等（ガイドライン付属書1、タクソノミー、その他の環境基準や認証）について公開することが望ましい。 | １－２－⑪望ましい |  |
| * 基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどのように適合しているのかを併せて説明することが望ましい。 | １－２－⑪望ましい |  |
| * 外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | １－２－⑪望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクへの緩和策（潜在的なリスクが重大であると評価する場合に実施された明確かつ適切なトレードオフ分析の実施や必要なモニタリングを含む）を特定するプロセスを定めておくことが望ましい。 | １－２－⑬望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. 調達資金の管理についてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。 | １－３－①  べきである |  |
| ✓グリーンボンドが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンボンドによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計が、グリーンボンド等による調達資金の合計額と整合するよう、定期的(少なくとも１年に１回)に確認すべきである。 | １－３－②  べきである |  |
| * 未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明するとともに、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである | １－３－②  べきである |  |
| * 調達資金の管理は、社外監査人またはその他の第三者機関によって補完されることが望ましい。 | １－３－④  望ましい |  |
| ✓調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | １－３－⑥  べきである |  |
| ✓調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管　しておくことが望ましい。 | １－３－⑦  望ましい |  |
| ✓未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。 | １－３－⑨  べきである |  |
| ✓未充当資金の運用方法は、安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。 | １－３－⑩  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. レポーティングについてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓グリーンボンド発行後に、グリーンボンドによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示し、投資家が参照し易い場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。 | １－４－①  べきである |  |
| ✓情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なく　とも１年に１回及び大きな状況の変化があった場合に行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、適時開示すべきである。 | １－４－②  べきである |  |
| ✓開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。  ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト  ・各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）  ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額  ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境　改善効果  ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期、運用方法 | １－４－③  べきである |  |
| ✓調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には、ⅰ）調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ⅱ）リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）が含まれることが望ましい。 | １－４－④  望ましい |  |
| ✓情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。 | １－４－⑤  望ましい |  |
| ✓環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質等に留意して、適切な指標を用いるべきである。 | １－４－⑦  べきである |  |
| ✓環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。 | １－４－⑨  望ましい |  |
| ✓グリーンボンドフレームワーク又は目論見書などの法定書類において、グリーンボンド又はグリーンボンドのプログラムが4つの核となる要素（調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング）に適合していることを説明するべきである。また、それらの文書を投資家が参照し易い場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。 | ２－１－①  べきである |  |
| ✓グリーンボンドフレームワークにおいて、発行体の包括的なサステナビリティ/ESG戦略の文脈に沿って、関連する情報を要約することが望ましい。 | ２－１－②望ましい |  |

【サステナビリティ・リンク・ボンドの場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ①KPIについてのGB・SLBs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓KPIは発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣の下で管理されるべきである。 | １－②  べきである |  |
| ✓KPI の選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。  ・発行体のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、発行体の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること  ・一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること  ・外部から検証可能であること  ・ベンチマークが可能であること、つまり、SPTs の野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用すること | １－③  べきである |  |
| ✓可能な限り、過去のアニュアルレポートやサステナビリティレポート、あるいはその他の非財務情報による報告で既に開示済のものを KPIとして選定することが望ましい。 | １－④  望ましい |  |
| ✓過去に開示されたことのない KPIである場合には、可能な限り、KPI に関して少なくとも過去 3 年分の外部検証されたデータを提供すべきである。 | １－④  べきである |  |
| ✓KPIの選定基準及びプロセスに関する情報を、発行体のサステナビリティ／ESG 戦略に位置付けた上で、投資家に明確に説明することが望ましい。 | １－⑤  望ましい |  |
| ✓KPIの選定にあたっては技術的な進歩と規制環境等の変化についても配慮するべきである。 | １－⑥  べきである |  |
| ✓KPI は明確に定義されるべきであり、適用対象範囲に関する情報及び算定方法 （例：KPI となる CO2 排出量が原単位排出量の場合はその分母、ベースラインの定義等）を含めるべきである。また可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、または業界基準に対するベンチマーク化（例：SMART の法則：具体的(Specific)、測定可能(Measurable)、達成可能(Attainable)、関連性(Relevant)があり、かつ期限設定(Time-bound)を意識して設定）がされるべきである。 | １－⑦  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ②SPTsの設定と発行体のサステナビリティの改善度合いの測定についてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓SPTs の達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を開示すべきである。 | ２－①  べきである |  |
| ✓SPTs は野心的であるべきである。すなわち、  ・それぞれの KPI における重要な改善を表し、「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。  ・可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。  ・発行体の全体的なサステナビリティ／ESG 戦略と整合しているべきである。  ・発行前又は発行時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。 | ２－②  べきである |  |
| ✓実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。  ・発行体自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低 3 年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。）  ・同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTs の相対的位置付け、又は現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置付け）  ・科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な水準、国・地域・国際的な公式目標、認定されたBAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標） | ２－③  べきである |  |
| ✓ SPTs の目標設定に関する情報開示では、以下について説明するべきである。  ・SPTs 達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）。  ・該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、及び当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。  ・該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。  ・可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、発行体がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ／ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。  ・SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。 | ２－⑤  べきである |  |
| ✓SPTsの目標設定に関する情報は発行体の ESG に関する包括的な目的、戦略、方針又はプロセスの文脈の中で言及することが望ましい。 | ２－⑤  望ましい |  |
| ✓サステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際し、外部レビュー機関に依頼し、期待される事項との適合性を確認することが望ましい。 | ２－⑥  望ましい |  |
| ✓債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定された KPI の妥当性・頑健性・信頼性、設定されたSPTs の根拠と野心度、使用されるベンチマークおよびベースラインの妥当性及び信頼性、SPTs を達成するための戦略に対する信頼性について、必要に応じてシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである。 | ２－⑦  べきである |  |
| ✓債券発行後は、対象範囲、KPI 値の測定方法、または SPTs の設定等に重大な変更があった場合、これらの変更内容について外部レビュー機関による評価を取得することが望ましい。 | ２－⑧  望ましい |  |
| * 評価を付与する外部レビュー機関は、自らの実績と適切な専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことが望ましい。 | ２－⑨  望ましい |  |
| * 評価を付与する外部レビュー機関は、自らの実績と適切な専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことが望ましい。 | ２－⑩  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ③債券の特性についてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓債券の財務的・構造的特性の変化は、当初のサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものを設定することが望ましい。 | ３－③  望ましい |  |
| ✓KPI の定義と SPTs（計算手法も含む）、及びサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的・構造的特性の変化に関する情報は債券の開示書類に含まれるべきである。 | ３－④  べきである |  |
| * SPTs が測定不可能、または達成状況が十分に確認できない場合の代替方法についても説明すべきである。 | ３－⑤  べきである |  |
| ✓必要に応じて、KPI の測定方法、SPTs の設定、前提条件や KPI の対象範囲に重大な影響を与える可能性のある想定外の事象の発生について、債券の開示書類の中で言及することを検討することが望ましい。 | ３－⑤  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ④レポーティングについてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓以下の項目を含む最新の情報を開示し、投資家が参照し易い場所へ掲載（HP などの Web 上を含む）すべきである。  ・選定した KPI のパフォーマンスに関する最新情報（関連するベースラインを含む）  ・SPTs の達成状況を踏まえた債券の財務的・構造的特性の変化に対する影響、及びそのタイミング  ・投資家が SPTs の野心度を測るために有用な、いかなる情報（発行体のサステナビリティ／ESG 戦略や関連するKPI 値/ESG ガバナンスの情報、またはより一般的な KPI 値/SPTs の分析に関連する情報等）。 | ４－①  べきである |  |
| ✓サステナビリティ・リンク・ボンドの財務的・構造的特性の変化につながる SPTs の達成状況に関連する期限までは、少なくとも 1 年に 1 回レポーティングされるべきである。 | ４－②  べきである |  |
| ✓発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、関連する情報を一般に開示すべきである。 | ４－③  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ⑤検証についてのGB・SLBGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GB・SLBGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓サステナビリティ・リンク・ボンドの期間内において、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年 1 回以上受けるべきである。 | ５－①  べきである |  |
| ✓外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、公開情報として開示すべきである。 | ５－④  べきである |  |

【グリーンローンの場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **①** 調達資金の使途についてのGL・SLLGLs適  合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓グリーンローンにより調達　される資金は、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されるべきである。当該環境改善効果があることは、借り手が評価すべきである。 | １－①  べきである |  |
| ✓可能な場合には、調達資金の　使途となるグリーンプロジェクトの環境改善効果を定量化することが望ましい。 | １－①  望ましい |  |
| ✓調達資金の使途は、関係する当事者間で交わされる契約書その他の書類によって貸し手に事前に説明すべきである。 | １－④  べきである |  |
| ✓調達資金の使途の貸し手への説明は、グリーンプロジェクトに関する一定の事業区分を　示して行うべきである。 | １－⑤  べきである |  |
| ✓調達資金の使途となる個別のグリーンプロジェクトが具体的に確定している場合、調達資金の使途の貸し手への説明は、当該グリーンプロジェクトを明示して行うことが望ましい。 | １－⑤  望ましい |  |
| ✓グリーンプロジェクトが、本来の環境改善効果とは別に、付随的に、環境・社会に対してネガティブな効果も持つ場合、貸し手その他の関係者への明の際に、そのネガティブな効果に対する評価や、対応の考え方等を併せて説明すべきである。 | １－⑥  べきである |  |
| ✓調達資金の使途に既に開始されているグリーンプロジェクトのリファイナンスが含まれる場合、貸し手向けの説明に、ⅰ）リファイナンスに充当される概算額（又は割合）、ⅱ）リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）、ⅲ）リファイナンス対象となるグリーンプロジェクトの対象期間（ルックバック期間）を含めることが望ましい。 | １－⑦  望ましい |  |
| * 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のグリーンローンによる資金調達を通じてリファイナンスを行う場合は、融資時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、長期にわたる環境改善効果の持続性について評価して、必要に応じて外部機関による評価を受け確認するべきである。 | １－⑦  べきである |  |
| * ローンの複数のトランシェの一部をグリーンローンとする場合、グリーントランシェを明確に指定し、適切な方法により追跡管理できるようにすべきである。 | １－⑧  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **②** プロジェクトの評価及び選定のプロセスについてのGL・SLLGLs適合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓事前に貸し手に、「環境面での目標」（グリーンローンを通じて実現しようとする環境上のメリット）を説明すべきで　　ある。 | ２－①  べきである |  |
| ✓事前に貸し手に、「規準」（「環境面での目標」に照らして具体的なプロジェクトを評価及び選定する際の判断の根拠）を説明すべきである。 | ２－①  べきである |  |
| ✓事前に貸し手に、「プロセス」（例えば、「あるプロジェクトが上記目標や規準に照らして調達資金の充当対象として　適切に環境改善効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、グリーンプロジェクトが環境面での目標に合致しているか否かの判断を行うか」等）を説明すべきである。 | ２－①  べきである |  |
| ✓事前に貸し手に、「プロジェクトが付随的にもたらすおそれがあると認められる環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス」（当該プロジェクトの実施にあたり、環境・社会へ重要な負の影響、環境・社会リスクを伴うかどうかについて、特定し、緩和・管理を行うこと）についての補足情報を説明すべきである。 | ２－①  べきである |  |
| * グリーンプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する環境基準・認証がある場合、事前に貸し手に説明することが望ましい。 | ２－⑥  望ましい |  |
| ✓「プロセス」には、環境関連部署などの専門的知見のある部署や外部機関が関与し、環境の観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。 | ２－⑧  望ましい |  |
| * 環境面の目標、規準及びプロセスに関する情報を、借り手の環境面での持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティ/ESG戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、貸し手に対して説明することが望ましい。 | ２－⑩  望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトの事業区分の適切性ほか、グリーンプロジェクトのもたらす可能性がある環境・社会に対するネガティブな効果を排除するための要件等を基準に設定する場合には、関連する情報や、参照した環境基準・認証等（ガイドライン付属書1、タクソノミー、その他の環境基準や認証）について公開することが望ましい。 | ２－⑪  望ましい |  |
| * 基準・認証等を参照した場合には、参照した環境基準・認証等と実際のグリーンプロジェクト等がどのように適合しているのかを併せて説明することが望ましい。 | ２－⑪  望ましい |  |
| * 外部の認証を活用する場合には、単に認証を満たすことだけでなく、それによって達成される環境改善効果等についても説明することが望ましい。 | ２－⑪  望ましい |  |
| * グリーンプロジェクトが有する潜在的に重大な環境的、社会的リスクへの緩和策（潜在的なリスクが重大であると評価する場合に実施された明確かつ適切なトレードオフ分析の実施や必要なモニタリングを含む）を特定するプロセスを定めておくことが望ましい。 | ２－⑬  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **③** 調達資金の管理についてのGL・SLLGLs適  合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓調達資金の全額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、借り手の内部プロセスによって統制を受けるべきである。 | ３－①  べきである |  |
| ✓グリーンローンが償還されるまでの間、グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンローンによる調達資金と一致する、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンローンによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的(少なくとも１年に１回)に確認すべきである。 | ３－②  べきである |  |
| * 未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を貸し手に説明するとともに、未充当資金は早期にグリーンプロジェクトに充当するよう努めるべきである | ３－②  べきである |  |
| ✓調達資金の追跡管理の方法について、貸し手に事前に説明すべきである。 | ３－④  べきである |  |
| ✓調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管　しておくことが望ましい。 | ３－⑤  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **④** レポーティングについてのGL・SLLGLs適  合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓借り手は、グリーンローンにより調達した資金の使用に関する最新の情報を、貸し手であるグリーンローンに参加する金融機関に対して、融資後に報告すべきである。 | ４－①  べきである |  |
| * 借り手として、グリーンローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、グリーンローンであることを表明する場合には、グリーンローンによる調達資金の使用に関する最新の情報を、一般に開示すべきである。 | ４－②  べきである |  |
| ✓情報の開示は、全ての調達資金が充当されるまでは少なく　とも１年に１回及び大きな状況の変化があった場合に行うべきである。また、全ての調達資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には、適時開示すべきである。 | ４－④  べきである |  |
| ✓開示情報には、以下の項目が含まれるべきである。  ・調達資金を充当したグリーンプロジェクトのリスト  ・各グリーンプロジェクトの概要（進捗状況を含む）  ・各グリーンプロジェクトに充当した資金の額  ・各グリーンプロジェクトがもたらすことが期待される環境　改善効果  ・未充当資金の額又は割合、充当予定時期  ※借り手が中小企業であり、貸し手に対する報告と同じ内容を一般に開示することが困難な場合は、上記開示事項の概要にとどめる等、開示内容を簡素化することができる。 | ４－⑤  べきである  ４－⑧ |  |
| ✓調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示情報には、ⅰ）調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、ⅱ）リファイナンスに係るグリーンプロジェクト（又は事業区分）が含まれることが望ましい。 | ４－⑥  望ましい |  |
| ✓情報開示は、個別グリーンプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約等の関係でこれが難しい場合、情報を集約した形式で行うことも考えられる。 | ４－⑦  望ましい |  |
| ✓環境改善効果の情報開示に当たっては、グリーンプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。 | ４－⑩  べきである |  |
| ✓環境改善効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。 | ４－⑪  望ましい |  |

【サステナビリティ・リンク・ローンの場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. KPIの選定についてのGL・SLLGLs適   合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓KPI は借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣のもとで管理されるべきである。 | １－②  べきである |  |
| ✓KPI の選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。  ・借り手のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、借り手の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること  ・一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること  ・ベンチマークが可能であること、つまり、SPTs の野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用すること | １－③  べきである |  |
| ✓借り手は、KPI の適用範囲と共にその明確な定義を提示し、算出手法、ベースラインの定義を明らかにするほか、可能な場合は業界標準と照らし合わせて KPI をベンチマークするべきである。 | １－④  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| 1. SPTｓの設定と発光体のサステナビリティの改善度合いの測定についてのGL・SLLGLs適   合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓SPTs は真摯かつ誠実に設定されなければならず、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があるものであるべきである。 | ２－①  べきである |  |
| ✓SPTs は野心的であるべきである。すなわち、  ・それぞれの KPI における重要な改善を表し、「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。  ・可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。  ・借り手の全体的なサステナビリティ／ESG 戦略と整合しているべきである。  ・ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。 | ２－②  べきである |  |
| ✓実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。  ・借り手自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低 3 年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。）  ・同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTs の相対的位置付け、又は現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置付け）  ・科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な基準、国・地域・国際的な公式目標、認定されたBAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標 ） | ２－③  べきである |  |
| ✓SPTs の目標設定に関する情報開示では、以下について明確に言及するべきである。  ・SPTs 達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）。  ・該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、ならびに当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。  ・該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。  ・可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、借り手がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ／ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。  ・SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。 | ２－⑤  べきである |  |
| ✓KPI や SPTs は、借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。 | ２－⑥  べきである |  |
| ✓KPI と SPTs は客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者のレビューを求めることが望ましい | ２－⑧  望ましい |  |
| ✓外部レビュー機関は契約前のレビューにおいて、選定された KPI の妥当性、頑健性及び信頼性、提示された SPTs の根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性、ならびに該当する場合はシナリオ分析に基づく達成に向けた戦略の信頼性を評価すべきである。 | ２－⑨  べきである |  |
| ✓契約後のレビューにおいては、周辺環境、KPI の方法論、SPTs の測定に重大な変更があった場合、借り手は、外部機関にその変更について評価を依頼することが望ましい。 | ２－⑩  望ましい |  |
| ✓借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | ２－⑭  望ましい |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **④** レポーティングについてのGL・SLLGLs適  合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓借り手は、可能な場合には、貸し手が SPTs のパフォーマンスをモニタリングし、SPTs が野心的で借り手のビジネスに対し妥当性がある状態に変わりはないか判断するため、外部機関による ESG 格付等の SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるよう、少なくとも 1年に 1 回以上、貸し手に報告するべきである。 | ４－①  べきである |  |
| ✓借り手として、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、サステナビリティ・リンク・ローンであることを表明する場合には、第三者が達成状況を判別できるよう、SPTs に関する情報を一般に開示すべきである。 | ４－②  べきである |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| **⑤** 検証についてのGL・SLLGLs適  合性確認 | |  |
| 内容 | GL・SLLGLs記載場所  べきである／望ましい | 確認方法 |
| ✓借り手は、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年 1 回以上受けなければならない。 | ５－①  しなければならない |  |
| ✓借り手が外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告するべきである。 | ５－④  べきである |  |
| ✓適切な場合には、外部機関による SPTs のパフォーマンスの検証結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | ５－④  望ましい |  |

（２）外部レビュー業務実施の際の、GB・SLBGLs第２章第２節の２－２（２）又はGL・SLLGLs第２章第２節の５（２）に示す「レビューを付与する外部機関が則るべき事項」を担保する方法等についてご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（３）GB・SLBGLs又はGL・SLLGLs適合性確認を実施することができる専門人材等を確保し、専門的能力を育成するために実施している取組についてご記載ください。なお、専門人材等の確保及び専門的能力の育成を行うための必要な措置に関しては、金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の原則２とその指針をご参照ください。

|  |
| --- |
|  |

（４）外部レビュー業務実施の際の方法論（社内マニュアル等）についてご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（５）外部レビュー業務の実施に係る料金の価格帯についてご記載ください。複数の　　業務メニューを行う場合は、そのメニュー毎にご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（６）金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」について賛同していることを表明した自社ウェブサイトをご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（７）（６）金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」へ賛同していることを踏まえて、読み手が原則及び指針の項目ごとの具体的な遵守状況を理解できるようどのような説明を行っているのか、ご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

（８）外部レビューの付与に当たり、その品質の確保を行うために定めている基本的手続き等の内容をご記載ください。なお、品質の確保を行うための必要な措置に関しては、金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」の原則１とその指針をご参照ください。

|  |
| --- |
|  |

８．資金調達支援メニューの内容、実施方法（グリーンボンド等コンサルティング部門）

グリーンボンド等コンサルティング部門を選択した場合のみ、記載してください。

（１）「①調達資金の使途に係るコンサルティング」、「②プロジェクトの評価及び選定のプロセスに係るコンサルティング」、「③調達資金の管理に係るコンサルティング」、「④レポーティングに係るコンサルティング」の各項目について、業務実施に要する日数、人数概算及び各項目について想定される代表的なコンサルティング内容の実施方法を記入してください。各項目の記載内容が公募要領別添２「グリーンボンド等コンサルティング部門の能力及び知見に係る判定基準」の基準を参照してご記載ください。

（その他の内容がある場合はその他欄に内容並びに実施方法を記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ①調達資金の使途に係るコンサルティング |  |
| 内容 | 実施方法 |
| ✓GB・SLBGLs、GL・SLLGLS、グリーンボンド原則等に適合したグリーンプロジェクトに関する知見提供 |  |
| ✓グリーンボンド等による調達資金の資金　使途となるグリーンプロジェクトがもたらす環境改善効果の定量化支援 |  |
| ✓グリーンボンド等による調達資金の資金　使途となるグリーンプロジェクトがもたらしうるネガティブ効果とその対処に関する知見提供 |  |
| ✓その他 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ②プロジェクトの評価及び選定のプロセスに係るコンサルティング |  |
| 内容 | 実施方法 |
| ✓グリーンボンド/ローン等資金調達に係る環境面での目標や、SLB/LsSPTsの設定、これらの前提となる発行体のESG戦略等の策定支援 |  |
| ✓グリーンボンド等による調達資金の資金使途になるグリーンプロジェクトやSLB/LsSPTsが環境面での目標に合致するための規準の策定支援 |  |
| ✓グリーンボンド等による調達資金の資金使途となるグリーンプロジェクトやSLB/LsSPTsが規準に照らして環境面での目標に合致すると判断するためのプロセスの策定支援 |  |
| ✓その他 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ③調達資金の管理に係るコンサルティング |  |
| 内容 | 実施方法 |
| ✓グリーンボンド等による調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当されるよう実施する、調達資金の追跡管理について、発行体の内部プロセスによる統制の体制整備支援 |  |
| ✓その他 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 業務実施に要する日数、人数概算 |
| ④レポーティングに係るコンサルティング |  |
| 内容 | 実施方法 |
| ✓グリーンボンド等による調達資金の管理方法等に関するレポーティング作成に係る開示事項、方法の検討、及び環境改善効果の算定支援 |  |
| ✓その他 |  |

（２）グリーンボンド等コンサルティング業務の実施に係る料金の価格帯についてご記載ください。複数の業務メニューを行う場合は、そのメニュー毎にご記載ください。

|  |
| --- |
|  |

９．業務の実施体制

業務の実施体制について、担当する組織名、従事者数、資金調達支援メニュー毎に責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、主な担当者の実績について記載してください。

|  |
| --- |
|  |

注1　A4版2枚以内程度とする。

注2　支援メニュー毎に担当するチームの構成、役割分担を記載してください。

10．業務に係る単価について

外部レビュー部門又はグリーンボンド等コンサルティング部門を選択した場合のみ、ご記載ください。

確認の上、チェックボックスにチェックをしてください。

□下記記載は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十一条（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）に則り、受益性を排し、実際事業に要する経費に基づくものである。

契約額の見積もりに際し、業務従事者の役職毎に想定される価格帯についてご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 役職 | 価格帯（1日当たり） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

※補助金交付申請の際に、上表記載の価格帯及び実施する支援内容から推定される適正価格と、申請額との間で大きな乖離が見られる場合、理由の説明を求めることがあります。

11．グリーンボンド等の資金調達支援の実績

過去にグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、グリーンローン等の資金調達を支援した実績や、類似の実績があれば、業務名、それぞれの業務の概要等を可能な範囲で記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 依頼者 |  |  |  |
| 支援の形態 |  |  |  |
| 履行時期 |  |  |  |
| 業務の概要及び特徴等  （公募債に係る実績の場合又はその他可能な　場合であれば、　支援対象商品の詳細＜債券/融資の種類、名称、発行/調達額、発行/調達日等＞を記入してください。） |  |  |  |
| 主たる担当者 |  |  |  |

注１ 本様式は、A４版４枚以内に記載すること。

注２ 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

12．組織の環境配慮経営等への取組状況

下記の表について、当てはまる項目にチェックを付けて、その証左となる資料を提出してください。なお、環境専門部署の設置、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則への署名以外の項目については、貴社に関連する持ち株会社等によるものであっても構わないものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①環境専門部署を設置し、そのことを　公表している。 |  | ②環境方針を策定・公表している。 |  |
| ③環境マネジメントシステム認証を　取得している。 |  | ④環境報告書を作成している。 |  |
| ⑤持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）に署名している。 |  | ⑥環境情報開示基盤整備事業に参加している |  |
| ⑦RE100へ加盟している |  | ⑧エコ・ファーストの認定を受けている |  |
| ⑨PRI・PRBへ署名している |  | ⑩その他（グリーンボンド原則への登録、CBIのapproved verifier、エコアクション21取得、ＳＢＴ設定等） |  |

13．コンプライアンスへの取組状況

下記の表について、当てはまる項目にチェックを付けて、可能な場合その証左となる資料を提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| コンプライアンスに係る専門部署を　設置している。 |  | 罰金刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者ではないこと |  |
| 顧客情報の保護方針を定めて公表している又は顧客に説明している。 |  |  | |

14．貴社の財務状況について

下記の表に、貴社の財務状況をご記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 前々期 | 前期 | 参考：今期（見込） (入力任意) |
| ／　　期 | ／　　期 | ／　　期(見込) |
| 売上高 |  |  |  |
| 営業損益 |  |  |  |
| 経常損益 |  |  |  |
| 税引後当期損益 |  |  |  |
| 純資産 |  |  |  |

15．グリーンファイナンスポータル掲載の自社紹介文について

グリーンファイナンスポータルに掲載する、貴社の紹介文をご記載ください。（200字以内）

（別紙）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、「令和６年度グリーンファイナンスサポーターズ制度への登録申請書」の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が登録支援者の登録の抹消その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）登録を受ける者として不適当な者

ア　 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

ア　 暴力的な要求行為を行う者

イ　 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　 偽計又は威力を用いて環境省大臣官房会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　 その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３． 本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上　必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上